

令和4年度 第3回 龍ヶ崎市市民協働推進委員会

日 時： 令和4年9月16日（金）
午後2時から

場 所： 附属棟1階 第1委員会室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 市民活動支援制度の見直しについて [資料1]

3 その他

4 閉 会

【配付資料の内訳】

[資料1] (仮称)市民活動サポート補助金【案・改】

(仮称)市民活動サポート補助金 【案・改】

令和4年9月16日

龍ヶ崎市 市民生活部 コミュニティ推進課

市民活動支援制度の見直しについて

≪ 現行の制度 ≫

- 1 市民活動ステップアップ補助金
- 2 協働事業提案制度

（ 1 市民活動ステップアップ補助金とは・・・ ）

平成25年度より、「龍ヶ崎市市民活動ステップアップ補助金交付要綱」に基づき実施。設立後間もない市民活動団体の運営の安定化、及び市民活動の活性化を促進するため、必要な経費に対して補助金を交付する制度。制度の概要は以下のとおり。

対象となる団体と要件	設立から2年以内の団体で、補助金の交付申請前に6か月間の活動実績があること。 市内に在住、在勤又は在学する者5人以上で構成された団体で、市内に活動拠点があること。
補助金の交付額	上限10万円（下限1万円）
補助率	90%以内（残りの10%は会費等での自助努力を促す）
交付回数	1回限り
審査方法	審査機関は設けず、補助対象団体適格性審査書による審査により決定。

（ 2 協働事業提案制度とは・・・ ）

平成23年度より、「龍ヶ崎市協働事業提案制度実施要綱」に基づき実施。地域の課題や社会的課題の解決を目指した事業を市民と市が実施するに当たり、その事業内容や事業費負担を含めた役割分担について提案を募集。提案書や公開プレゼンテーションの内容を市民協働推進委員会で審査した後、その結果を市長に提言する制度。制度の概要は以下のとおり。

協働事業として提案できる事業（要綱第4条第1項）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 協働事業を提案する市民団体が担うことが可能であること。 (2) 市民団体と市が協働することによって、相乗効果が生じると認められること。 (3) 地域課題、社会的課題等の課題につながること。 (4) 市との役割分担が明確かつ妥当なものであること。
--------------------------	---

市民提案型	市民団体自らの企画による協働事業。そのテーマにあった担当課と提案した市民団体が役割分担の上、事業を実施。補助率100%（事業に直接要する経費）で、経費負担は原則100万円を限度とするが、市の歳出削減効果が見込めるものはこの限りではない。事業は単年度実施で、決定を受けた年度の翌年度に事業実施となる。同一内容の提案は、初めて行った年度から5年度以内の期間に限り行うことができ、採択回数は通算3回を限度としている。
行政提案型	市があらかじめテーマ、事業等の概要を示し、これに基づき市民団体が具体的な内容を提案する協働事業。事業の経費負担は事業に係る予算の範囲内。
アイデア提案	市政全般にわたる施策へのアイデアを募集。テーマは問わない。

< 提案件数 >

	市民提案型		行政提案型		
	提案件数	採択件数	募集件数	応募件数	採択件数
平成23年度	3	1	4	2	2
平成24年度	4	3	4	0	—
平成25年度	2	2	2	1	1
平成26年度	1	1	1	0	—
平成27年度	3	3	1	0	—
平成28年度	5	4	0	—	—
平成29年度	1	1	0	—	—
平成30年度	2	1	1	1	1
令和元年度	1	1	2	0	—
令和2年度	3	3	1	1	1
令和3年度	1	1	0	—	—

≪ 現状の課題（協働事業提案制度） ≫

【 市民団体側の課題 】

- ① 申請書の作成や公開プレゼンテーションなど、提案する際のハードルが高い。
- ② 補助割合が100%のため、協働事業終了後の事業継続性が保てない。
- ③ 提案の翌年度に事業実施のため、市民団体の機運が高まっているときに事業が実施できない。

【 行政側の課題 】

- ① 要綱第4条第1項で提案できる事業は、「地域課題・社会的課題につながること」や「協働することによる相乗効果」と規定されているが、提案される事業が行政側で相乗効果を生じると思える事業ではなく、引き受ける担当課がない。
- ② 市民提案型の場合、自由テーマであるため、事業担当課にとっては新規事業となり、提案団体との調整に多くの時間を割かれ、引き受ける余裕がない場合が出てくる。
- ③ 役割分担の明確化が難しく、行政に対する期待や要望等が大きくなり過ぎることがあり、行政の負担が増える。（人も補助金も出してほしい。）

⇒ 上記の課題に加え、「協働事業提案制度の見直しが必要である」との龍ヶ崎市市民協働推進委員会でのこれまでの意見等を踏まえた上、新たな補助金制度を創設する。

≪ 新たな補助金制度の創設（案） ≫

- ① 公開プレゼンテーションを廃止する。⇒申請するハードルを下げる。
- ② 補助率を100%としない。⇒市民活動団体側に一定の自己負担を求めることで、市民団体自ら収入源を確保していくことになるため、補助金交付終了後も事業継続の準備ができる。
- ③ 申請年度に補助金を交付する。⇒機運が高まっているときに事業実施できる。

⇒ 協働事業提案制度を廃止し、市民活動ステップアップ補助金の拡充を図るイメージを予定（2つの補助金制度を統合し、1つに改める）

○龍ヶ崎市市民協働推進委員会で過去にいただいている意見

[令和3年度第2回（R3.8.4）委員会より]

- ① 市民協働推進委員会として提案事業の審査のみであれば、委員会形式をとらずに内部の会議のみで決めてしまっても良いのではないか。
- ② 協働事業提案制度は2000年代に全国の自治体で流行して、その中で龍ヶ崎市でも始めたと思いますが、今は廃止や縮小の傾向が強いです。自分で調べた限りでは、団体との調整に時間がかかり過ぎることや行政側の負担が増えることによってモチベーションが上がらないという状況です。龍ヶ崎市でこのまま協働事業提案制度を進めていてもいい方向には進まないと思います。協働コーディネーターというご意見もありましたが、人選が非常に難しいと思います。協働事業提案制度の廃止や見直しすることも含めて、この委員会で検討していくことが良いと思います。

[令和3年度第3回（R3.8.17）委員会より]

- ③ 龍ヶ崎市の行政と市民団体での協働事業提案制度は限界が来ている。
- ④ この市でもこの制度（協働事業提案制度）を大きく変えなければならない時期にきているのかなと思います。

[令和3年度第4回（R4.3.25）委員会より]

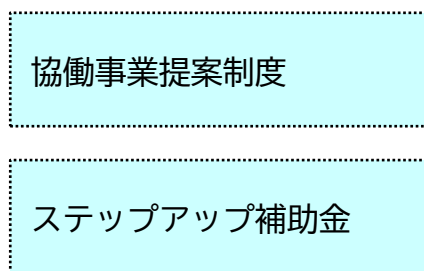
- ⑤ 龍ヶ崎市の協働事業提案制度については見直しの必要があると思います。現状の制度では職員の負担感など、行政と市民活動団体の双方にマイナスが多く出てしまっている。行政、市民活動団体、企業のマッチング等も踏まえて規模を縮小した補助制度にしていくのが良いと思います。
- ⑥ 制度を見直す際には、スピード感ある補助を検討してください。

前回の龍ヶ崎市市民協働推進委員会での意見等を踏まえた改良版
(※前回からの加筆修正箇所は朱書きで表示しています。)

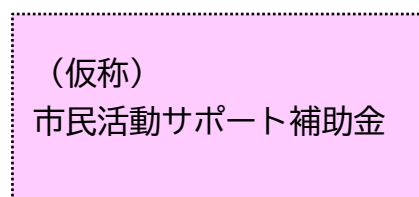
○市民活動支援制度の今後の方向性

現行の2つの補助金制度（協働事業提案制度，ステップアップ補助金）を統合し，1つに改め，新たな補助金制度を創設する。

【現行制度】

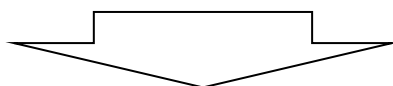


【新制度】



≪ 新たな補助金制度の創設に向けた3つのポイント ≫

- ① 公開プレゼンテーションを廃止することにより，申請のハードルを下げ，手続き等の負担軽減を図る。
- ② 補助率を100%とせず，一定の自己負担を求めることにより，補助金交付終了後の事業継続性を確保する。
- ③ 申請年度に補助金を交付することにより，機運が高まっているときに事業実施を可能とする。



市民活動団体の視点に立った利用しやすい補助金とするため，申請手続きの負担軽減を図りつつ，スピード感のある交付決定を行うとともに，事業継続性を確保する観点から，市民活動団体側に対して事業費の一定の自己負担を盛り込む。

≪ 案① …公平・中立性の審査重視型 ≫

補助区分	スタートダッシュ支援	ステップアップ支援
目的	市民活動初期の支援として、新規設立団体のスタート活動を支援する。	市民活動拡充期の支援として、団体のステップアップ活動を支援する。
対象団体	新規又は設立後2年未満の市民活動団体。会員3人以上	設立後2年以上の市民活動団体。会員5人以上
対象事業	次の条件をすべて満たすものが対象 <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法別表に掲げる20の活動に該当するものであること。 ・営利を目的としないものであること。 ・龍ヶ崎市内で実施し、主として市民を対象とするものであること。 ・当該市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと。 	
補助上限額	10万円	30万円
補助率	9/10	8/10
補助回数	1回限り	2回まで（同一事業として）
審査方法	補助対象団体適格性審査書による審査	市民協働推進委員会にて書類審査及びヒアリングを実施。平均点方式により、事業採択の可否を判断する（一定点数以上の事業のうち評価（点数）の高い順から予算の範囲内で採択）。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・同一年度において1団体につき1事業 ・補助金の交付を受けようとする年度内に完了すること。 ・国、県及び市などから他に補助金等を受けていないこと。 	

【メリット・デメリット】

- △ 事業採択に当たり、附属機関による公平・中立性が確保された上、可否判断及び優先順位付けを行うことができる（※審査の結果で不採択になる可能性あり）。また、予算の範囲内での採択となるため、予算執行は計画的なものとなる。
- ▼ 市民協働推進委員会による審査を経る必要があり、会議の準備・開催をはじめ、交付決定に至るまでそれ相応の時間を要するため、スピード感到課題がある。また、事業採択の優先順位を付ける観点から、採択決定を行う機会は必然的に年1回となり、市民活動団体側の機運が高まっているときに事業を実施することは困難。

【附属機関（市民協働推進委員会）の役割】

- ・ 書類審査・ヒアリングの実施、事業採択の可否判断（優先順位付け）

【想定される検討事項】

- ・ 応募時期の検討が必要。例えば、年度当初（4月・5月）に事業の実施を希望する団体のことを考慮すると前年度に附属機関による審査を行う必要がある。一方、申請から交付決定までのスピード感を少しでも優先し当該年度に審査を行う場合は、タイトなスケジュールとなる上、事業の実施可能な期間が限られることとなる（結果的に事業実施は年度後半となる）。

≪ 案② …公平・中立性の審査重視型 ≫

補助区分	スタートダッシュ支援	ステップアップ支援
目的	市民活動初期の支援として、新規設立団体のスタート活動を支援する。	市民活動拡充期の支援として、団体のステップアップ活動を支援する。
対象団体	新規又は設立後2年未満の市民活動団体。会員3人以上	設立後2年以上の市民活動団体。会員5人以上
対象事業	次の条件をすべて満たすものが対象 ・特定非営利活動促進法別表に掲げる20の活動に該当するものであること。 ・営利を目的としないものであること。 ・龍ヶ崎市内で実施し、主として市民を対象とするものであること。 ・当該市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと。	
補助上限額	10万円	30万円 (Aランク：80点以上) 25万円 (Bランク：60～79点) 20万円 (Cランク：50～59点) 不採択 (Dランク：50点未満)
補助率	9/10	1回目：8/10 2回目：7/10
補助回数	1回限り	2回まで (同一事業として)
審査方法	補助対象団体適格性審査書による審査	市民協働推進委員会にて書類審査及びヒアリングを実施。平均点方式により、 事業採択の可否判断、及びランク付け を行い、 補助上限額 を決定する。
その他	・同一年度において1団体につき1事業 ・補助金の交付を受けようとする年度内に完了すること。 ・国、県及び市などから他に補助金等を受けていないこと。	

【メリット・デメリット】

- △ **事業採択に当たり、附属機関による公平・中立性が確保された上、可否判断及び優先順位付けを行うことができる (※審査の結果で不採択になる可能性あり)。**また、**予算の範囲内での採択となるため、予算執行は計画的なものとなる。併せて、補助上限額もランク (評価) に応じて額が決定されることから、歳出予算の抑制にもつながる (過剰な支出を抑えられる)。**
- ▼ **市民協働推進委員会による審査を経る必要があり、会議の準備・開催をはじめ、交付決定に至るまでそれ相応の時間を要するため、スピード感に課題がある。また、事業採択の優先順位を付ける観点から、採択決定を行う機会は必然的に年1回となり、市民活動団体側の機運が高まっているときに事業を実施することは困難。その他、ランク付けの結果により、市民活動団体側が見込んでいた補助額との相違から、ややもすると事業の実施そのものが困難になってしまうような事態も懸念される。**

【附属機関 (市民協働推進委員会) の役割】

- ・ 書類審査・ヒアリングの実施、補助上限額の決定 (事業内容によるランク付け)

【想定される検討事項】

- ・ 応募時期の検討が必要。例えば、年度当初 (4月・5月) に事業の実施を希望する団体のことを考慮すると前年度に附属機関による審査を行う必要がある。一方、申請から交付決定までのスピード感を少しでも優先し当該年度に審査を行う場合は、タイトなスケジュールとなる上、事業の実施可能な期間が限られることとなる (結果的に事業実施は年度後半となる)。

≪ 案③ …スピード感・満足度重視型 ≫

補助区分	スタートダッシュ支援	ステップアップ支援
目的	市民活動初期の支援として、新規設立団体のスタート活動を支援する。	市民活動拡充期の支援として、団体のステップアップ活動を支援する。
対象団体	新規又は設立後2年未満の市民活動団体。会員3人以上	設立後2年以上の市民活動団体。会員5人以上
対象事業	次の条件をすべて満たすものが対象 <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法別表に掲げる20の活動に該当するものであること。 ・営利を目的としないものであること。 ・龍ヶ崎市内で実施し、主として市民を対象とするものであること。 ・当該市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと。 	
補助上限額	10万円	30万円
補助率	9/10	8/10
補助回数	1回限り	2回まで（同一事業として）
審査方法	補助対象団体適格性審査書等による審査	補助対象団体適格性審査書等による審査及び市民活動センターと連携を図った上での調査（個別ヒアリング等）の実施。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・同一年度において1団体につき1事業 ・補助金の交付を受けようとする年度内に完了すること。 ・国、県及び市などから他に補助金等を受けていないこと。 	

【メリット・デメリット】

△ 補助対象団体適格性審査書等による事務局側の審査及び市民活動センターと連携を図った上での調査が基本となるため、申請から交付決定に至るまでスピード感があり、即事業の実施が可能（※附属機関による審査がないため不採択になることはなく、調査を含む審査の結果、対象要件を満たしていれば、予算の枠内ですべて採択される）。加えて、申請手続き等のハードルも低く、簡素化・負担軽減にもつながっており、市民活動団体側にとっての満足度は高い（より利用しやすい）。

▼ 機運が高まっているときに事業実施が可能であることや、申請のハードルが低くなった分、申請件数の増加が予想される。しかしながら、予算にも限度があることから、補助上限額や補助率、補助回数を抑える必要があるほか、補助対象経費の種類等をはじめ、しっかりとしたルールづくりが必要となる。また、予算枠の関係から、各年度の予算の範囲内で先着順（予算枠上限に達し次第終了）にするか、受付期間を設けた上で抽選にするなど、対応が必要となってくる。

【附属機関（市民協働推進委員会）の役割】

- ・ 附属機関による書類審査やヒアリング、事業採択の可否判断などの役割がなくなる。

【想定される検討事項】

- ・ 申請受付（相談）から審査（個別ヒアリング等の調査）や交付決定、実績報告まで、市民活動センター側と連携を図りながら事を進め、より市民活動団体に寄り添った制度になると想定される。そのため、市民活動センター側のコーディネート力をはじめとする職員の意識向上が求められる。